



改正する。

様式第1号中 「収入証紙ちよう付欄」 を 「収入証紙貼付欄」 に、

「氏名」を「」を

「氏名」  
(通称名) に、  
(旧姓) 」

「2 免許の取消処分に関する事項」  
有 無 を  
(有のときは、その理由及び年月日) 」

「2 免許の取消処分に関する事項」  
有 無  
(有のときは、その理由及び年月日) に改め、同様式の備考の1の(2)中「覚せ

3 旧姓併記の希望の有無  
有 無 」

い剤」を「覚醒剤」に改め、同様式の備考の2を次のように改める。

2 「免許の取消処分に関する事項」及び「旧姓併記の希望の有無」については、該当するものを○で囲むこと。

様式第3号中「」を削り、同様式の備考を次のように改める。

備考 営業所又は施設の長は、食品衛生法第52条第1項の規定により許可を受けた菓子製造業者とする。

様式第6号中 「収入証紙ちよう付欄」 を 「収入証紙貼付欄」 に、

「富山県知事」 殿 を  
氏名」

「富山県知事」 殿  
住所 に、  
氏名」



3 富山県製菓衛生師法施行規則の一部を改正する規則（令和2年富山県規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の改正規定中「備考の1」を「備考」に改める。

(生活衛生課)

告 示

富山県告示第119号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第727号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

第1の4の(1)の表中

「	〃	〃	12号	〃	射水市庄西町1丁目19-37～庄西町1丁目19-1	330	6.5	〃	68	」
〃	〃	〃	13号	〃	高岡市伏木中央町64-1～伏木中央町63-10	82	7.0	〃	68-2	」
〃	〃	〃	伏木万葉1号	〃	高岡市伏木万葉ふ頭4～伏木磯町78-25	510	15.5	〃	68-3	」

を

「	〃	〃	12号	〃	射水市庄西町1丁目19-37～庄西町1丁目19-1	330	6.5	〃	68	」
〃	〃	〃	伏木万葉1号	〃	高岡市伏木万葉ふ頭4～伏木磯町78-25	510	15.5	〃	68-3	」

に改める。

(港湾課)

富山県告示第120号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月19日から

1 箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 婦中平岡線	富山市婦中町小長沢字大山1番4から	変更前		最大 24.9 最小 6.3	148.0	富山土木 センター
	富山市境野新2054番まで	変更後		最大 24.9 最小 6.5	148.0	
県道 千里八尾線	富山市八尾町福島字沼田割 358番2地先から	変更前		最大 13.2 最小 10.9	17.1	富山土木 センター
	富山市八尾町福島字沼田割 362番2まで	変更後		最大 13.2 最小 10.0	17.1	
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木湊町17番2から 高岡市伏木湊町68番まで	変更前		最大 18.6 最小 7.8	228.1	高岡土木 センター
	高岡市伏木湊町63番97から 高岡市伏木湊町68番まで	変更後		最大 20.7 最小 12.0	131.8	
主要地方道 小矢部伏木 港線	高岡市伏木湊町68番から 高岡市伏木湊町43番1まで	変更前		最大 18.6 最小 7.8	228.1	高岡土木 センター
	高岡市伏木湊町68番から 高岡市伏木中央町 324番 まで	変更後		最大 20.7 最小 12.0	131.8	
県道 松木鷲塚線	射水市沖塚原1150番から 射水市沖塚原1150番まで	変更前		最大 6.0 最小 5.8	7.0	高岡土木 センター

	射水市沖塚原 484番2から 射水市沖塚原 484番2まで	変更後		最大 10.2 最小 6.0	7.0	
県道 姫野能町線	高岡市石丸 487番1地先から 高岡市中曽根2831番地先まで	変更前	A	最大 37.0 最小 18.0	1793.2	高岡土木 センター
	高岡市石丸 487番1地先から 高岡市中曽根2831番地先まで	変更後	A	最大 37.0 最小 18.0	1793.2	
	射水市作道字中不湖 798番1から 高岡市中曽根1155番10地先まで		B	最大 77.2 最小 30.0	1807.3	

## 富山県告示第121号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月19日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 婦中平岡線	富山市婦中町小長沢字大山1番4から 富山市境野新2055番まで	令和3年3月19日	富山土木 センター
県道 東猪谷富山 線	富山市上野 402番地先から 富山市上野 412番2地先まで	令和3年3月19日	富山土木 センター

県道 千里八尾線	富山市八尾町妙川寺字小和清水 124番1から 富山市八尾町福島字沼田割 416番2まで	令和3年3月19日	富山土木センター
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木湊町63番97から 高岡市伏木湊町68番まで	令和3年3月19日	高岡土木センター
県道 松木鷲塚線	射水市沖塚原 484番2から 射水市沖塚原 484番2まで	令和3年3月19日	高岡土木センター

## 富山県告示第122号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	令和3年3月31日	1611600162	特定非営利活動法人かみいち福祉の里	中新川郡上市町東江上288番地	ショートステイお茶の間	中新川郡上市町若杉三丁目418番地
短期入所	令和3年3月31日	1611600212	有限会社アロマ	中新川郡立山町坂井沢8番地の20	赤いふうせんクレヨン	中新川郡立山町前沢新町301番地
自立訓練（生活訓練）	令和3年3月31日	1611700079	特定非営利活動法人工房あおの丘	下新川郡入善町道古34番地の3	工房あおの丘	下新川郡入善町道古34番地の3
自立訓練（生活訓練）	令和3年3月31日	1611600147	NPO法人知的障害者の暮らしを考える会	中新川郡立山町道源寺851番地	わくわくファームきらり	中新川郡立山町道源寺851番地

**富山県告示第123号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営笠破地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 縦覧に供すべき書類**

県営笠破地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

令和3年3月19日から

令和3年4月20日まで

**3 縦覧の場所**

黒部市役所、魚津市役所

**教示**

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

**富山県告示第124号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

南砺都市計画道路事業

3・4・22号 荒木線

3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成28年4月6日から令和5年3月31日まで

**富山県告示第125号**

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

南砺市

2 都市計画事業の種類及び名称

## 南砺都市計画道路事業

3・4・14号 松原柴田屋線

## 3 事業地

(1) 収用の部分 変更なし

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業施行期間

平成26年5月23日から令和6年3月31日まで

## 富山県告示第126号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
自立訓練 (生活訓練)	令和3年3月31日	1610900068	社会福祉法人黎明の郷	小矢部市埴生1476	障害福祉サービス事業所トライ工房	小矢部市埴生1476

## 富山県告示第127号

土砂災害警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第6項の規定により土砂災害警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更事項
見内(3)	氷見市見内の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	一部指定 一部解除
西谷川	滑川市蓑輪の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	一部指定 一部解除

(「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第128号**

土砂災害特別警戒区域の指定及び解除について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項及び第8項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定及び解除するので、同条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定により公示する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域に指定する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	変更事項
見内(3)	氷見市見内の区域のうち別紙図面に表示する区域	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり	一部指定 一部解除
西谷川	滑川市蓑輪の区域のうち別紙図面に表示する区域	土石流	別紙図面のとおり	解除

（「別紙図面」は省略し、当該図面及び関係書類を富山県土木部砂防課及び土砂災害特別警戒区域に指定する区域を管轄する土木センター又は土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

## 富山県選挙管理委員会告示第20号

富山県選挙管理委員会規程の一部改正について

富山県選挙管理委員会規程（平成10年富山県選挙管理委員会告示第29号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

第8条を次のように改める。

（会議）

**第8条** 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月1回とする。ただし、重大な感染症のまん延防止措置の観点から若しくは大規模な災害等の発生等により委員の参集が困難と判断される実情がある場合又はその日に会議に付すべき事項がない場合は、定例会を開催しないことができる。

3 臨時会は、委員長が必要と認めるとき、又は前条第3項に規定する委員の請求があったときに開催するものとする。

第15条中「富山県経営管理部市町村支援課内」を「富山県地方創生局ワンチームとやま推進室内」に改める。

### 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 富山県選挙管理委員会告示第21号

選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正について

選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年富山県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

第1号様式その1中「㊟」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第1号様式その2中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第1号様式その3中「㊟」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

第2号様式その1中「㊟」を削り、同様式備考5の次に次のように加える。

- 6 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。



令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

## 富山県訓令第5号

本 庁

出先機関

富山県公有財産評価要領の一部を改正する訓令

富山県公有財産評価要領（昭和42年富山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「財団法人日本不動産研究所（）」を「一般財団法人日本不動産研究所（）」に、「された」を「され、平成23年5月2日に一般財団法人に移行した」に、「うえ」を「上」に改める。

第1号様式中「（第1号様式）」を「第1号様式（第14条関係）」に改め、同様式（注）中「、その他」を「その他」に改め、同様式別紙中「㊟」を削り、

「

評 価 格 (3.3 <sup>平方メートル</sup> 当り)
-------------------------------------

」を「

評 価 格 (1 <sup>平方メートル</sup> 当たり)
------------------------------------

」に改める。

第2号様式中「（第2号様式）」を「第2号様式（第27条関係）」に、「延面積」を「延べ面積」に改め、同様式（注）中「配置図、」を「配置図」に改め、同様式別紙中「㊟」を削る。

第3号様式中「㊟」を削り、同様式備考1中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考3中「当り」を「当たり」に改める。

第4号様式中「㊟」を削り、同様式備考2中「第7条」の次に「の規定」を加え、同様式備考3中「第8条」の次に「の規定」を加え、「うえ」を「上、」に改め、同様式備考6中「切り捨て」を「切捨て」に改め、同様式別紙中「㊟」を削り、同様式別紙備考1中「切り捨て」を「切捨て」に改め、同様式別紙備考2中「財団法人日本不動産研究所（）」を「一般財団法人日本不動産研究所（）」に、「された」を「され、平成23年5月2日に一般財団法人に移行した」に改め、同様式別紙備考5中「切り捨て」を「切捨て」に改める。

第5号様式中「第5号様式」を「第5号様式（第29条関係）」に改め、「㊟」を削り、同様式（記載要領）1中「総て」を「全て」に改め、同様式（記載要領）2

中「とする」を「とすること」に改め、同様式（記載要領）3中「、延面積」を「及び延べ面積」に改める。

第6号様式中「第6号様式」を「第6号様式（第29条関係）」に改め、「㊟」を削る。

第7号様式中「第7号様式」を「第7号様式（第29条関係）」に改め、「㊟」を削り、同様式（記載要領）(1)中「総て」を「全て」に改め、同様式（記載要領）(3)中「と運搬費」を「及び運搬費」に改め、同様式（記載要領）(4)中「精通の評価格」を「精通者の評価格」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の富山県公有財産評価要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（管財課）

富山県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

令和3年3月19日

富山県知事 新 田 八 朗

### 富山県訓令第6号

本 庁  
出先機関

富山県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

富山県職員の職務発明等に関する規程（昭和57年富山県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「印」を削る。

### 附 則





- 4 新設の日 令和3年11月9日
- 5 店舗面積の合計 1,623㎡
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 敷地中央 1箇所/67台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 A棟西側 1箇所/27台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 A棟南側 1箇所/35㎡  
B棟東側 1箇所/30㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 A棟建物南側 1箇所/6.00㎡  
B棟建物東側 1箇所/3.75㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
中部薬品株式会社/午前9時及び午後10時  
中田図書販売株式会社/午前9時30分及び午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午後10時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所/敷地西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
A荷さばき施設/午前6時～翌午前2時  
B荷さばき施設/午前6時～午後10時
- 8 届出の日 令和3年3月8日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和3年3月19日から令和3年7月20日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由